

27 農業改良資金関係事業

【91(0)百万円】

対策のポイント

農業経営の改善に向けたチャレンジを支援する農業改良資金について、農業者が円滑に資金調達ができるよう、貸付プロセス等の改善を図ります。

<背景／課題>

・ 農業者の六次産業化を始めとする経営改善への取組が重要になっている中、無利子の農業改良資金の貸付プロセスの改善を図ることにより、農業者が必要とする資金を円滑に調達できるようにしていくことが重要です。

政策目標

主業農家の経営改善を支援するための資金の円滑な貸付け

<主な内容>

1. 農業者の新たなチャレンジに必要な資金（農業改良資金）の貸付け

生産・加工・販売分野でチャレンジ性に富む新たな取組等に必要な資金を無利子で貸し付ける農業改良資金について、農業者が一層借り入れしやすくなるよう、貸付主体を都道府県から(株)日本政策金融公庫等に移管するなど貸付プロセスを改善します。

なお、制度の運営に当たっては、国の資金の有効活用を図る観点から、特別会計からの原資貸付方式から、一般会計からの利子補給により無利子資金とする方式に変更します。

制度の概要

- (1) 貸付対象者：認定農業者、主業農家等
- (2) 資金用途：施設資金等
- (3) 貸付限度額：個人18百万円 法人等50百万円
- (4) 貸付利率：無利子
- (5) 償還期限：原則10年以内(据置3年以内)
- (6) 融資枠：100億円※沖縄振興開発金融公庫分を含む

農業改良資金利子補給金：78(0)百万円

補助率：定額

貸付主体：(株)日本政策金融公庫

2. 農業改良資金制度の円滑な運営の実施

農業者等に貸出した貸付金の償還状況等に関するデータの調査・分析を行うとともに、資金の利用促進を図るため、農業改良資金制度の改善に係る周知のための取組等を実施します。

農業改良資金制度移行円滑化推進委託費（特会）：13(0)百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：経営局人材育成課（03-3591-5831（直））]